広報
たかのす

発行所　鷹巣町役場町長室
電話（代）550番　直通42番
（発行部数 5,850部）
印刷所　秋北新聞社

10月の町税

町県民税　第三期分（全　町）
固定資産税　第三期分（鷹巣以外の地区）
保険税　第三期分（全　町）

第七回町議会定例会

支所廃止条例可決

補正予算なども併せて

鷹巣町第七回町議会定例会は、九月二十八日午前十時から役場会議室で開らかれました。開期は十月二日までの五日間行なわれ、町長の提出案件大綱説明、一般質問の後、支所廃止条例、一般会計補正予算など九議案、意見書案を原案通り可決した。可決された補正予算内容は別載のとおりです。その他の議案、請願については次号に掲載します。

一般会計

三億三千三百九十五万円に

補正額一千四百六十二万円

○昭和四十年度鷹巣町一般会計補正予算（第二号）＝一般会計予算の総額にそれぞれ一千四百六十二万九千円を追加し、歳入歳出補正予算の総額をそれぞれ三億三千三百九十五万四千円となった。補正された主なものは次のとおり。ー議案第五三号

◆歳入…追加補正額
▼町税三四三万七千円
▼国庫補助金二〇万五千円
▼国庫委託金一五万円
▼県補助金一二八万二千円
▼財産収入二四七万二千円
▼寄付金（道路舗装）三二万円
▼繰越金五二〇万四千円
▼諸収入（減税補てん債元利補給金等）一三五万九千円
▼町債（減税補てん債）二〇万円

◆歳出…追加補正額
▼議会費三〇万八千円（議長室、議員控室いす購入一九万円、議員期末手当七万六千円など）
▼総務費一一八万一千円
▼総務管理費八二万五千円（職員手当一〇万円、庁舎修繕一〇万円、町例規集追録代一八万一千円外）
▼徴税費七万五千円（職員手当五万円、税収過誤納還付金二万五千円）
▼選挙費一五万円（参議院議員選挙費一五万円）
▼統計調査費一三万一千円（国勢調査）
▼民生費五四万八千円（敬老会負担金二七万六千円、戦没者合同慰霊祭負担金一二万二千円、町母子福祉会補助一万四千円、保育所採暖費補助八万円、年金事務費二万円）

衛生施設組合負担金に

二百二十六万七千円

▼衛生費二四五万四千円（保健衛生費一三万七千円 消毒用釜一基五万円、衛生施設組合負担金二二六万七千円）
▼労仂費四万円（出かせぎ対策費四万円）
▼農林水産費三七一万円（農業委員会費二五万五千円、総務費一八万三千円、農業振興費ーホップ栽培試験畑設置補助九万九千円、稲病虫害防除活動費補助二一万二千円、同大型防除機購入費補助一八万円、農薬空中散布事業費補助二万円 ぶどう生産組合運営費補助二万円、農業指導奨励費補助一七万五千円、健康な稲作り運動推協負担金二万円 養鶏センター敷地購入補助五〇万円）畜産業費ー家畜管理衛生推進事業補助二一万八千円、郡家畜品評会負担金六万円 農地費ー県単灌漑排水事業費補助六九万円、県へき地振興事業（土地改良）費補助三七万円 農家労仂力対策事業費一四万八千円 林業費ー一万八千円
▼商工費二六万円（商工会育成補助二〇万円外）

七日市地内道路舗装負担

運動公園整備などに土木費百八十五万円

▼土木費一八五万円（総務費一〇万円、七日市地内道路舗装負担金六四万円、三九郎岱橋維持費一五万円、運動公園整備九六万円）
▼消防費二四万五千円（粉末消火器六万四千円、全国消防大会出場一二万六千円外）

農林高校第二校舎新築負担などに

教育費四百三万三千円

▼教育費四百三万三千円
▽総務費四二万九千円（補助負担金二〇万円、鷹小校長住宅修繕二二万九千円）
▽小学校費八二万四千円（23号台風による被害修繕三〇万円、栄小学校外部塗装、鷹小井戸新設）
▽中学校費七六万四千円（需用費五〇万円、鷹中屋根塗装二六万四千円）
▽高等学校費一八一万二千円（農林高校第二校舎新築負担金）
▽社会教育費一五万一千円
▽保健体育費五万二千円

特別会計

○昭和四十年度鷹巣町福祉相談所貸付金特別会計補正予算（第二号）は五十万円（南鷹巣保育園の福祉施設整備資金貸付金追加分）の補正で、総額は四百三十一万二千円となった。ー議案第五四号

○昭和四十年度栄財産区会計補正予算（第二号）は、五七万五千円追加補正して総額が六百六十二万七千円となった。ー議案第五五号

○昭和四十年度坊沢財産区会計補正予算（第二号）は九九万円追加補正し、総額七百六十七万九千円となった ー議案第五六号

○昭和四十年度七日市財産区会計補正予算（第一号）百六万三千円を追加補正し六百五十二万六千円となった ー議案第五七号

町長提案の要旨

＜町長の提出案件の説明の要旨＞　一般会計補正予算額は一千四百六十二万九千円で総額三億三千三百九十五万円となっている。

内容は簡単に項目別に申し上げますと、事務室が修理になっているので十九万円、衛生費に一部事務組合の負担金二百二十六万七千円、農業費について、稲の病害対策などの補助百五十六万円、鷹巣土地改良区の灌漑排水事業、湯の岱水田区画整理県単事業の町負担として百六万円、土木費は七日市道路舗装負担六十四万円、これは地元からも寄付金として歳入になっている。児童公園の整備に九十六万円、二十三号台風により小、中学校の屋根修繕、鷹小校長住宅の倒木による修繕など合せて五十二万九千円です。

校長住宅の修繕には歳入は別途にみている農林高校第二校舎基礎工事負担に百八十一万円、校舎建築負担はおうて提案したい。

福祉相談所の貸付は南鷹巣保育園に関するもの。

その外栄、坊沢、七日市財産区の補正予算町村職員退職手当組合の規約の一部変更にともなう議決。

条例には、支所設置条例の廃止。これは新町建設が発足して十年になるが、行政は一ヵ所にあるのが至当だと考え、いろいろ検討の結果事務的に差つかえないということで詳細については提案の際説明する。

国保の綴子、七日市診療所の廃止の件、綴子診療所の建物貸与するものです。

なお、大変心配した農業の冷害も幸いにだいたい平年作の一割減ぐらいにいっているのではないかと思う、これも調査の結果を待たなければならない。

その外、台風による災害は町の建物については九十二万円の被害であった。

ことしは冷害、災害の被害はある程度少なかったと思われますのでご報告申し上げたい

支所地区のみなさんへ

11月1日から支所が廃止になります

連絡員を常置

支所廃止について

皆さんが町村合併以前から役場として親しんできた栄、綴子、坊沢、七座、沢口、七日市の各支所は、この十一月一日で廃止になります。

町村合併して鷹巣町が誕生してから十年余になります。合併当時と比較して交通、通信機関が発達していることと、合併当時は旧村ごとに行政のかたがあったので支所として存置する必要がありましたが、長いあいだの経験から、町村合併の本来の目的である町政の中心はひとつでなければならないし、したがって町行政の根拠もひとつでなければならないとの理由から、住民に不便をかけない措置を講じつつ支所を廃止することになりました。

納税は農協でも取扱います

支所廃止に伴って、いままで支所で取扱っていました戸籍、印鑑証明、町税の納付については、次のようになります。

税金を納付する場合は、各地域の農業協同組合に徴収を委託していますので、町から発付になった納税通知書を持参し、農業協同組合に納付してください。納税通知書をなくした場合でも、農協にその旨、申し出ると役場と連絡のうえ徴収してくれることになります。

戸籍事務は連絡員に

戸籍事務は本庁に移管になりますが、地域的に役場から遠い地区に居住する町民の利便を計るために、各地区の旧支所に毎日連絡員を常置します。

◎戸籍の謄抄本
◎住民票の謄抄本
◎身上調書
◎転入届
◎転居届

これら必要な場合は連絡員に申し出ると、連絡員が役場と連絡のうえ措置してくれることになっております。

戸籍関係でも次の場合は連絡員が取扱うことができませんので直接届出ください。

◎出生届する場合

この場合は、出生届用紙に医師または助産婦の証明のうえ、出生したところの市町村の市役所、役場に出生してから二週間以内に届け出ください。

◎死亡届する場合

この場合は、その事由が発生したら、直ちに医師の死亡診断書を添え、死亡したところの市役所、または町村役場に届け出ください

◎婚姻届

▼連絡員が取扱いできませんので、直接役場にお出ください。

◎印鑑証明の場合

個人の権利義務に関する重要な証明ですから、連絡員に依頼する場合は委任状を必要とします。

なお、すでに届けている印影を変更する場合、新たに印鑑登録する場合は連絡員が取扱うことができませんので、直接役場にお出でください。

農業協同組合に使用するため印鑑証明を必要な場合は、登録している印鑑を農業協同組合に持参すると農協組合長に委任して処理してくれることになっています。

◎竜森簡易局を連絡所に

竜森地区の住民の便を計るため、三ノ渡にある簡易郵便局を連絡所にしますのでご利用ください。納税については、連絡所で預り納付手続きを行ないます。

◎支所廃止直後の慣れないうちは、いろいろご不便をおかけすることもあることと思いますが、ご協力願います。

◎町民課に案内係がおります

役場においでの際の案内は、正面入口に入ったすぐ右側の町民課に案内係がおりますのでご利用ください

密造酒をなくそう

お米で名高い秋田県は銘酒のでどころで有名ですがまた『どぶろく』の多いことでも日本一です。

刈入れや秋まつりの頃になると農村では酒をのむことが多くなり、どぶろくをつくる農家がでてくるとみられております。どぶろくは法律違反するばかりでなく、フーゼル油等の有害菌が多く含まれており、人体に大きな害があります。

一日も早く密造酒を一掃し、明るい健康な農村にいたしましょう。

空巣ねらいにご用心

農繁期と人出不足、これに目を光らすのはドロボーです。農家もドロボーも稼ぎどきといってもこれでは農家が歩にあいません。なにより盗られる前の用心を叫んでください。

十月一日から開始された赤い羽根共同募金運動が全国的に展開しました。

私たちの町でも、奉仕委員が毎戸募金、法人募金などと、みなさんの浄財をおねがいしていますが、一日、二日の両日午前、午後にわたり、共同募金のPRをかねて奉仕委員、成田政務助役ら役場職員二十八名が街頭募金を行ないました。

【写真　かわいい子どもも赤い羽根に協力ー米代町で】

ことしの国保税

増税して給付は2割増（世帯員）

ことしの国民健康保険税について，当初，5月1日付町広報に掲載しましたとおり「家族全員七割給付の実施，'医療費の値上り，受診率の上昇」などによって昨年の一世帯当り平均6,700円から，9,800円と四六％増加しました。

四十年度中にこれだけの医療費の支払が必要だと推定した税の総額は三千三百五十万円で内訳は次のとおりです。

①三十九年の被保険者の総所得金額から九万円を差引いた金額をもととして（条例第三条）、課税される所得割は四五㌫で一千五百七万五千円、これに掛ける割合は、百分の一・九三（昨年は一・八）

②四十年度の固定資産税のうち、土地および家屋分にかかる額をもととして課税される資産割は、総額の一五㌫で五百二万五千円、これに掛ける割合は百分の二三・七（昨年は一七）

③被保険者に平等に課税される被保険者均等割は税総額の二〇㌫で六百七十万円、被保険者一人当り四百二十円（昨年は二百八十円）

④世帯に課税される世帯別平等割は税総額の二〇㌫で六百七十万円、一世帯当り一千九百二十円（昨年は一千三百六十円）

右の要領で計算された税額から、次のような人や世帯の場合は、それぞれのあてはまる金額が差引かれます。

①三十九年度分の所得金額が九万円以下の世帯は保険者一人について（条例九条の二）百七十円（昨年は百五十円）一世帯について八百二十円（昨年は七百二十円）

②三十九年度分総所得金額が九万円に、世帯主以外の被保険者である、世帯員一人につき二万五千円（昨年は一万五千円）ずつ加算した金額以下の世帯については、被保険者一人について百二十円（昨年は百円）一世帯について五百五十円（昨年は四百八十円）

減税の対象となる世帯は全町で六百七十世帯で、昨年の六百三十二世帯より多くなっています。これは一万五千円を二万五千円に改正になった影響と思われます減税額は全町で約八十万一千円で、昨年六十七万六千円より多くなりました。

以上の要領で整理した税は、当初にのべたように六千七百円から三千円多く負担していただくことになります。

なお、国保税と医療費の関係は別表のとおりです。

まず医療費の総額は昨年一世帯平均二万二千一百二十三円に対し、ことしの見込みは、二万七千六百七十六円と二五㌫（五千五百五十三円）多くなり、負担区分からみれば家族全員七割給付の関係で、保険者（町）負担が四千九百十七円の増被保険者負担が六百三十円増となっている。

国保税を含めた実負担分をみると、保険者負担が二千一百四十一円増、被保険者負担が三千四百十三円増となっています。保険者負担の増分五千五百五十三円から、国保税の増分三千一百円を差引いた二千四百五十三円は給付二割増という内容で改正となったわけです。

以上のような実情ですから、国保制度の趣旨をご理解くだされ、国保税の納付についてご協力をお願いするものです。

別表　**一世帯当りの医療費と国保税**

区分	39年度	40年度	比較
医療費総額	32,123円	27,676円	1.25％
保険者負担分(A)	12,512	17.429	1.39
被保険者負担分(B)	9,611	10,247	1.07
国保税（減税後）（C）	6,569	9.346	1.42
保険者実質負担分(A)－(C)	5,943	8,083	1.36
被保者実質負担分(A)＋(C)	16,180	19,593	1.21

深まりゆく秋

▽…十月にはいって道ゆく人々の胸に〝赤い羽根〟がちらほらして、秋の気配も日増しに濃くなりました

▽…秋の短い季節は、澄みきった空気で、なにをするにも楽しく過せます。各学校とも、文化祭や遠足など楽しい一日を過せるのも秋です。

▽…何にもまして稔りの秋を迎えた喜びは大きい。心配された稲作も春の異常天候、23号台風も克服しいまは田畑で収穫に励む人々など、秋の日ざしをいっぱい受け、明るく健康な姿が見受けられます。

▽…また、酪農家も冬のしたくに余念がない。ひろびろとした牧草地にけいりゅうされた乳牛も、天高く馬？肥ゆる秋といった、のんびりした風景は酪農の別天地である。

▽秋はまた、くだものの出回る季節です。ぶどう、リンゴ、ナシ、かき、くり…など秋の味覚がいっぱいともあれ秋はこれから迎える寒さに堪える体力づくりに十分な栄養をとる絶好の季節です。

〔写真　本町の酪農地域として発展する吉野（大野台）の放牧と、林立する稲ニオを背景に取入れを急ぐ、田園風景〕

＝家庭の法律相談＝

交通事故訴訟問答　②

被害者が過失により負傷したときさ損害賠償請求

問―交通事故で負傷しましたが警察の調べでは被害者である私の方が過失の程度は大きいということで、加害者は検察庁で不起訴処分になったと聞きました。このような場合でも損害賠償を求めることができるでしょうか。

答―できます。被害側に過失があっても、加害者に過失がある以上、たとえそれが軽い過失であっても、加害者は生じた損害賠償をしなければなりません。この過失は被害者の方で立証することになります。しかし事故を起こした車が軽自動車以上のもので、事故により、身体生命が害された場合は、被害者が加害者の過失を立証しなくとも、加害者の方で、運転に関して注意を怠らなかったこと、被害者または第三者に故意過失があったこと。自動車に欠陥がなかったことの三つを全部証明しないかぎり被害者の請求が認められることになっております。

一方、被害者側に過失があったときは、裁判所が賠償額を定める際これを考慮することができます。たとえば、損害額は一〇〇万円である被害者の過失が大きいから賠償額は五〇万円でよいというふうに定めるのです。

＜裁判所大館支部提供＞

結核予防週間中

糠沢で一日検診と座談会

先月末行なわれました結核予防週間の行事のひとつとして、町結核予防婦人会は町、鷹巣保健所の共催で一般町民の結核について理解や検診を呼びかけ、二十八日綴子・糠沢部落で「一日検診」を行ないました。

予防婦人会（会長二階堂キヨ氏）では予防婦人会幹部や地元婦人会員が腕章を付け検診活動に協力を呼びかけ、地元において皆検診と家庭の健康をつかさどる主婦を中心とした座談会をひらいた。

二十八日の糠沢部落の受検率は九五㌫を上回る成績でした。

【検診率100％は町ぐるみが大切＝座談会から】

公民館行事

10月

16日　家庭教育学級、料理教室
19日　商工青年学級
20日　卓球教室
21日　健康相談＝血圧測定
22日　商工青年学級移動研修＝秋田市へ一泊
25日　月曜学級
27日　商工青年学級、卓球教室

広報板

種子もみの申込みは早期予約で！

四十一年に使用する更新種子もみの予約注文を受付けしております。

優良種子とは次の条件を備えたものです。①遺伝的に純粋でまざりのないもの。②旺盛な発芽力と生長力をもっているもの③よく肥大充実して形がととのっており色や、つやのよいもの。④害虫や病菌による被害、異品種、異物などのないもの。

同じ種子を三年以上続けて使うと品種固有の形や質がくずれてその品種の特性を失うため収量、品質ともいちじるしく低下するので少なくとも三年に一度は県指定採種は産種子もみで更新しましょう。

更新用種子もみの予約申込みは、各農協で十月二十五日まで受付けしています

申込書は各農家に配布になりますので、申込みください。

農林課

香典返しに社福へ

このたび次のかたから亡くなられたご家族の香典返しにと町社会福祉協議会に寄付を寄せられましたが、このご芳志に感謝しています。

成田文雄（仲町＝亡重三郎）さんから　二万円
小平一男（栄町＝亡兵一郎）さんから　三千円

お年寄りの健康診査

毎年行なわれている老人健康診査は、ことし鷹巣地区のお年寄りを対象に十月二十一日から二十三日までの三日間、北秋中央病院において実施します。

該当者はすすんで受診するようにしてください。

◇対象　鷹巣地区在住者で明治三十四年以前に生れた方（六十五歳以上）男女を問わず無料

◇日時　十月二十一、二十二、二十三日午後一時から三時まで

◇場所　北秋中央病院

内職相談日の変更

十月一日号でお知らせしました「内職巡回相談日」は県内職公共職業指導所の都合により十月二十二日午前十一時から午後三時まで鷹巣町公民館に変更になりましたのでお知らせします

町営住宅近く完成

昭和四十年度建設の公営住宅（八戸）は、現在南鷹巣に建築中ですが、近く完成し、役場総務課管財係では十一月上旬、入居者を公募する予定です。なお、詳しいことは次号（十一月一日付）に掲載します。

卓球教室開設

町公民館では八日午後五時から卓球教室の開講式を行ないました。これは社会体育のひとつとして開設したもので、毎週金曜の夜、学習を含めて二十時間を予定しています。

鷹巣町消費者物価　（町長室調）30年＝100　昭和40年9月25日現在

区分＼種別	総平均	食料品	主食品	畜産品	野菜	漁魚介類	塩干物	副食調味	果実類	衣料品	燃料品	雑品
前月	138.5	146.6	113.2	126.6	146.1	185.7	174.1	125.2	90.9	124.5	125.6	132.9
前月今月比率	1.5	1.7	0.5	−3.4	−2.0	1.1	2.2	0.4	31.4	0.3	3.5	0.9
今月	140.7	149.2	113.8	122.4	143.3	187.9	178.0	125.8	119.5	124.9	130.0	134.1
今月前年同月比率	13.7	7.9	5.1	−4.6	14.8	10.3	11.1	4.7	2.4	1.2	3.0	2.3
前年同月	123 7	138.2	108.2	128.2	124.8	190.2	160.2	120.1	116.6	123.3	126.2	131.0

役場日誌　⑧

＜9月＞

1日　農業講造改善事業推進協議会
2日　大曲市・仙北郡防災事務研究会＝来庁
4日　農業委員会
6日　管内財産区委員長会議
9日　鷹巣町外三ヵ町村衛生施設一部事務組合全員協議会、土木会計監査
10日　出かせぎ調査員協議会、二十三号台風あり
11日　町協力委員協議会
13日　国勢調査指導員打合会、共済組合会議
14日　町あかちゃんコンテスト、政務助役―厚生省へ、事務助役―秋田市へ
15日　厚生政務次官来庁、青年学級申請書審査会、例月会計監査、木曜会
17日　国勢調査説明会
21日　民生委員全体会議、作況調査検討会
22日　町内農協組合長協議会
24日　し尿処理場起工式
25日　冷害対策協議会
28日　町議会定例会（10月2日まで）

納税も
家計にいれて
よいくらし
完納で豊かな町を
作りましょう